

一般質問通告書

佐野市議会議長 様

受付	番号 9
	令和 5年 2月15日
	午前・午後 9時20分

議会名	令和 5 年 第 1 回 佐野市議会定例会	
発言者	議席番号 8 番 金子 保利	
答弁を求める者 (選択してください)	<input type="checkbox"/> 市長 ・ <input type="checkbox"/> 副市長 ・ <input type="checkbox"/> 教育長 ・ <input type="checkbox"/> 担当部局長	
一般質問時に使用する資料の有無 (選択してください)	<input checked="" type="checkbox"/> あり (資料提示 ・ 資料配付 ・ モニター使用) <input type="checkbox"/> なし	
大項目 (質問項目) 中項目 (質問細目)	小項目 (具体的な質問内容)	
1. 「広報さの」の在り方について (1) 広報紙発行の趣旨・掲載基準について (2) 広報紙の作成方法・作成部数について	① 「広報さの」を作成し、配布する趣旨について、お聞きします。 ② 「広報さの」の掲載事項の基準や掲載の可否はどのように決められておりますか。 ①本市は「広報さの」の作成にあたり、「取材、紙面編集、写真撮影、デザイン、レイアウト、文章、画像の加工、構成等」については、どのように行っておりますか。 ②令和2年度・3年度の「広報さの」の作成部数は、事務報告書にそれぞれ45,900部とあります。令和4年度の1号あたりの発行部数は、前年度と同じく45,900部でしょうか。 ③45,900部の内、各町会に配布をお願いする総数は何部ですか。また、各町会へ配布する部数の根拠について、お聞きします。	
(3) 「広報さの」の閲読率について	①令和4年度において、「広報さの」から行政情報を得ている方や常に読まれている方の割合、いわゆる閲読率は何%ですか。	
(4) 「広報さの」の配布方法について	①「広報さの」の配布方法は、どのような流れになっておりますか。	

<p>(5)「広報さの」の全世帯配布について</p>	<p>②「広報さの」の配布場所ですが、コンビニ、金融機関、スーパーマーケット、病院等の人が多く集まる場所においたら効果があると思います。さらに短期大学や高等学校等にも配布をされたらと思いますが、当局のお考えをお聞かせ下さい。</p> <p>③本市は、視覚に障がいをお持ちの方のために「広報さの」の「点字版」や「音声版（CD版）」を作り、希望者に配布されておりますか。</p> <p>①町会未加入世帯に広報紙が届けられない現実と、税金で作られる「広報さの」を全世帯に配布できない理由について、当局はどのように捉えておりますか。</p> <p>②令和4年1月の「佐野市へ一言」の「広報紙の配布をポスティングにしてはどうか」という質問に対し、「佐野市においては地形的にポスティングによる配布は困難である」と回答しておりますが、どのような地形が困難と捉えており、困難な地域の戸数は何戸あるのでしょうか。</p> <p>③郵送による配布もしくは、町会に依頼して未加入世帯を含めて配布した戸数に対して町会運営交付金を支払うことで、全世帯配布が可能であると思いますが、当局のお考えをお聞きします。</p>
----------------------------	---